令和元年度　第１回　熊谷市地域公共交通会議　次第

令和元年５月１６日（木）
午後１時３０分～
熊谷市役所６階　６０３会議室

１　開　会
２　会長あいさつ
３　自己紹介

４　議　題
（１）平成３０年度　事業報告について
（２）平成３０年度　ゆうゆうバス利用者数について
（３）令和元年度　事業計画（案）について
（４）路線バスの熊谷市スポーツ・文化村「くまぴあ」
　　延伸事業について
（５）ゆうゆうバス新規路線の試験運行プロポーザルの
　　実施について
（６）生活交通確保維持改善計画（案）の策定について

５　その他
（１）籠原駅南口～深谷日赤路線バスの新規運行について
（２）熊谷スポーツ文化公園へのアクセス改善のための
　　バス事業者への協力依頼について
（３）令和元年度 新規事業（交通関連）について
　①　秩父鉄道熊谷駅バリアフリー化補助事業
　②　熊谷駅、小川町駅間路線バス利用促進協議会負担事業
　③　ユニバーサルデザインタクシー補助事業
　④　自転車シェアリング事業
（４）埼玉県地域公共交通インバウンド利用促進事業について

６　閉　会

熊谷市地域公共交通会議　名簿

令和元年5月現在

	役　職	所　属		氏　名	選出基準	備考
1	会　長	熊谷市	副市長	長谷川　泉	副市長	
2	委　員	熊谷商工会議所	副会頭	大久保　和政	住民の代表	欠席
3	委　員	朝日自動車株式会社	常務取締役	栗原　夏樹	一般乗合旅客自動車運送事業者	代理：田沼健一運輸部課長
4	委　員	国際十王交通株式会社	取締役営業部長	小熊　和久	一般乗合旅客自動車運送事業者	
5	委　員	株式会社協同バス	代表取締役社長	鈴木　貴大	一般乗合旅客自動車運送事業者	代理：鈴木秀忠取締役副社長
6	委　員	北斗交通株式会社	代表取締役	山崎　博	一般乗合旅客自動車運送事業者	
7	委　員	熊谷地区構内営業タクシー協議会	会長	柿沼　伸幸	一般乗用自動車運送事業者が組織する団体	
8	委　員	一般社団法人　埼玉県バス協会	専務理事	鶴岡　洋	一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体	欠席
9	委　員	一般社団法人　埼玉県乗用自動車協会	専務理事	髙原　昭	一般乗用自動車運送事業者が組織する団体	欠席
10	委　員	連合埼玉　熊谷・深谷・寄居地域協議会	事務局長	新井　晃一	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	代理：根岸剛秩鉄労組書記長
11	委　員	熊谷地域	代表	藤野　和夫	住民の代表 籠原地区連合自治会長	
12	委　員	大里地域	代表	岡田　哲夫	住民の代表 前大里自治会連合会会長	
13	委　員	妻沼地域	代表	小林　芳雄	住民の代表	
14	委　員	江南地域	代表	橋本　弘	住民の代表 江南自治会連合会会長	
15	委　員	くまがや市商工会	理事	鴫原　壽子	住民の代表	
16	委　員	社会福祉法人 熊谷市社会福祉協議会	参事兼熊谷支所長	渡辺　祐一	住民の代表	
17	委　員	くまがや共同参画を進める会	理事	栗原　和江	住民の代表	
18	委　員	関東運輸局埼玉運輸支局	首席運輸企画専門官（輸送担当）	青木　宏之	運輸局長運輸支局長又はその指名する者	
19	委　員	関東地方整備局大宮国道事務所	副所長	鹿島　秀昭	道路管理者（国道）	欠席
20	委　員	熊谷警察署	交通課長	長谷川　国夫	熊谷警察署長又はその指名する者	
21	委　員	埼玉県企画財政部交通政策課	主査	松本　みどり	県企画財政部交通政策課長又はその指名する者	
22	委　員	埼玉県熊谷県土整備事務所	管理担当課長	髙橋　貴和	道路管理者（県道）	欠席
23	委　員	熊谷市建設部管理課	課長	森田　和弥	道路管理者（市道）	代理：矢野圓司副課長
24	委　員	立正大学地球環境科学部地理学科	専任講師	山田　淳一	学識経験者	
25	委　員	東日本旅客鉄道株式会社　高崎支社	企画室長	内野　亮	その他の交通会議が必要と認める者	代理：神宮一雄副課長
26	委　員	秩父鉄道株式会社	取締役上席執行役員技術部長	髙柳　功	その他の交通会議が必要と認める者	代理：里見英雄運輸部長
27	委　員	熊谷市	総合政策部長	持田　浩一	その他の交通会議が必要と認める者	
28	委　員	行田市	総合政策部長	畔上　兼彰	その他の交通会議が必要と認める者	代理：守裕平主査
29	委　員	吉見町	政策財政課長	小林　啓三	その他の交通会議が必要と認める者	

※　出席委員　24名

平成３０年度 事業報告

1　ゆうゆうバスのルート・時刻の見直し

ゆうゆうバスのルート・時刻の見直しを行った。（１０月１日改正）

① グライダーワゴンによる、妻沼循環路線の新設
② 速達性を重視したグライダー号の再編
③ さくら号路線の分割（さくら号、ムサシトミヨ号）による、便数増
④ 直実号の再編（朝夕はさくら号路線を運行）
⑤ バスの現在地がわかるバスロケーションシステム「くまロケ」の導入
⑥ 熊谷駅、籠原駅に屋外表示機の設置

2　熊谷市地域公共交通会議の開催

・第２３回（平成３０年５月１５日）

平成２９年度事業報告、平成３０年度事業計画
ゆうゆうバスのルート・時刻の見直し
生活交通確保維持改善計画の策定
等について、審議、承認した。

・第２４回（平成３１年２月１２日）

ゆうゆうバスのルート・時刻の見直し後の経過
新規路線の試験運行
ゆうゆうバスのルート・バス停変更
ほたる号の事業評価
等について、審議、承認した。

令和元年５月１６日　提出

熊谷市地域公共交通会議
会　長　　長谷川　　泉

ゆうゆうバス　利用者数の推移

年度	ゆうゆうバス全系統		①さくら号		②グライダー号		③グライダーワゴン	
	乗車人数	前年度比	乗車人数	前年度比	乗車人数	前年度比	乗車人数	前年度比
平成23年度	184,604 人		22,192 人		31,139 人			
平成24年度	200,897 人	8.8%	22,290 人	0.4%	30,504 人	-2.0%		
平成25年度	208,468 人	3.8%	22,841 人	2.5%	28,706 人	-5.9%		
平成26年度	212,995 人	2.2%	28,665 人	25.5%	27,506 人	-4.2%		
平成27年度	215,534 人	1.2%	29,750 人	3.8%	29,219 人	6.2%		
平成28年度	214,048 人	-0.7%	32,492 人	9.2%	28,560 人	-2.3%		
平成29年度	212,172 人	-0.9%	31,391 人	-3.4%	28,202 人	-1.3%		
平成30年度	221,111 人	4.2%	32,400 人	3.2%	27,717 人	-1.7%	6,440 人	

年度	④ムサシトミヨ号		⑤ひまわり号		⑥ほたる号		⑦直実号	
	乗車人数	前年度比	乗車人数	前年度比	乗車人数	前年度比	乗車人数	前年度比
平成23年度	34,738 人		80,674 人		10,612 人		5,249 人	
平成24年度	32,395 人	-6.7%	76,254 人	-5.5%	25,725 人	142.4%	13,729 人	161.6%
平成25年度	30,473 人	-5.9%	78,523 人	3.0%	33,955 人	32.0%	13,970 人	1.8%
平成26年度	30,085 人	-1.3%	76,911 人	-2.1%	34,004 人	0.1%	15,824 人	13.3%
平成27年度	31,331 人	4.1%	75,679 人	-1.6%	35,012 人	3.0%	14,543 人	-8.1%
平成28年度	32,749 人	4.5%	72,699 人	-3.9%	33,799 人	-3.5%	13,749 人	-5.5%
平成29年度	31,164 人	-4.8%	75,683 人	4.1%	31,860 人	-5.7%	13,872 人	0.9%
平成30年度	28,898 人	-7.3%	75,436 人	-0.3%	32,710 人	2.7%	17,510 人	26.2%

ゆうゆうバス　乗車人数分析

	再編前			H29　月平均
1	籠原駅～三尻～熊谷駅	さくら号	8便	1,563
2	熊谷駅～久下～上之荘		6便	1,053
3	籠原駅～久保島～熊谷駅	ムサシトミヨ号(反時計回り)	5便	2,597
4	妻沼行政センター～スポーツ文化公園～熊谷駅			
5	妻沼行政センター～別府荘～籠原駅	グライダー号(時計回り)	5便	2,350
6	妻沼循環			
7	市街地循環	直実号	11便	1,156
8	長島記念館～大里行政センター～熊谷駅南口	ひまわり号	24便	6,307
9	熊谷駅南口～江南行政センター～籠原駅南口	ほたる号	12便	2,655
合　計				17,681

再編後		31.3	30.10～31.3 平均
さくら号	12便	3,068	2,716
直実号(朝・夕)	4便	678	601
ムサシトミヨ号	9便	2,380	1,962
ムサシトミヨ号	8便		
グライダー号(快速)	10便	2,173	2,006
グライダーワゴン	10便	1,264	1,058
グライダーワゴン	5便		
直実号	7便	1,098	1,056
現行どおり	24便	6,528	6,143
現行どおり (時刻見直し)	11便	2,873	2,751
		20,062	18,294

令和元年度 事業計画（案）

1　熊谷市地域公共交通網形成計画に定めた事業の実施

①　新規路線の試験運行

・試験運行１：民間路線バスルート

・試験運行２：市内循環バス「ゆうゆうバス」ルート

②　試験運行２の事業者選定

・公募型プロポーザル競争を行う。

③　ゆうゆうバスのルート・時刻の見直しの検証、改善の検討。

④　わかりやすいバスマップ（路線バス・ゆうゆうバス）の研究、作成

⑤　その他交通不便地域への対応に向けた検討

2　熊谷市地域公共交通会議等の開催

・交通会議

・小委員会

3　その他目的達成のための事業

令和元年５月１６日提出

熊谷市地域公共交通会議

会　長　　長谷川　　泉

朝日自動車(株) 路線バスに

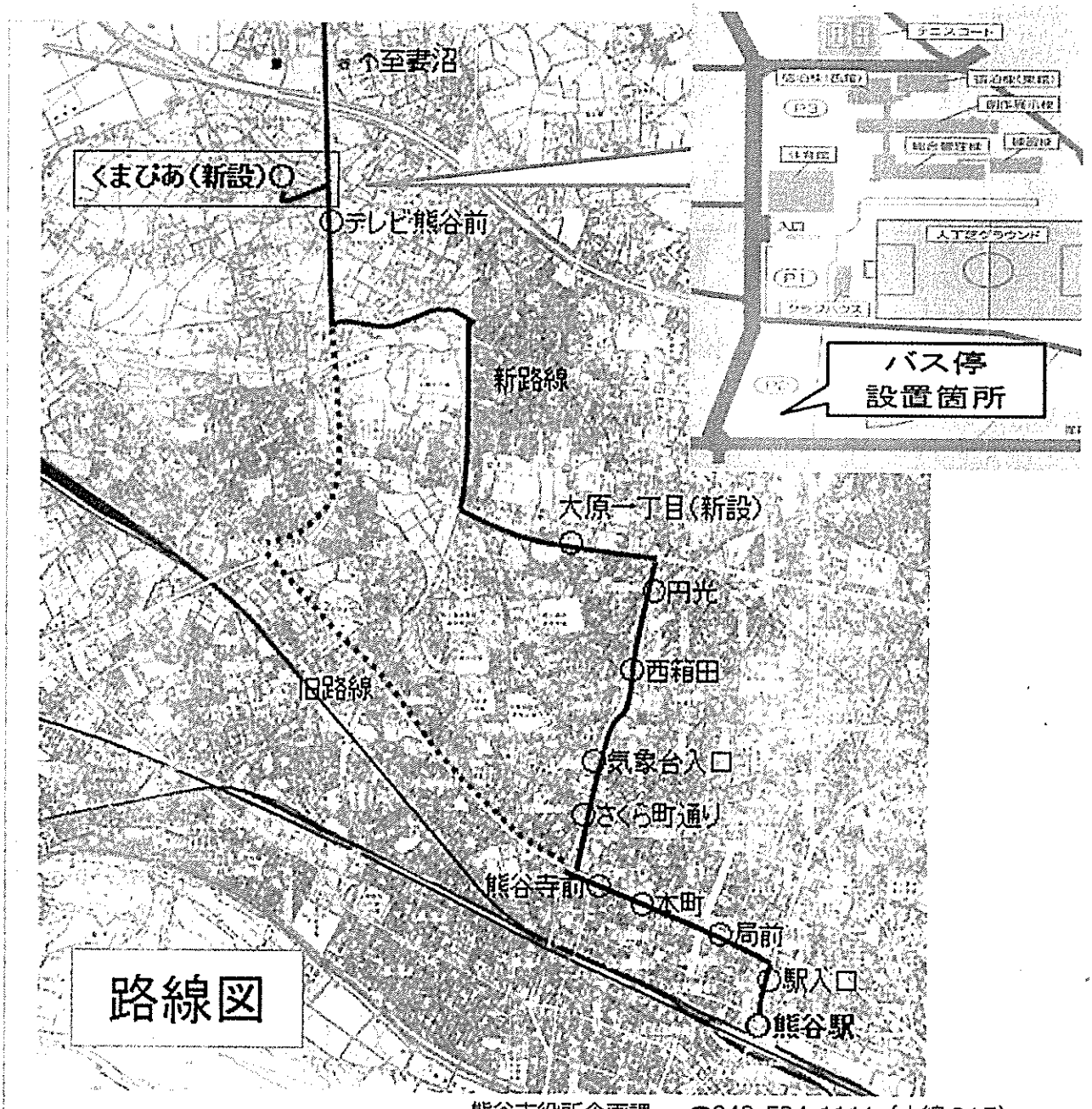
「くまぴあ」バス停を試験設置　します

熊谷西環状線の開通を契機として、「くまぴあ」へのアクセス向上と需要把握のため、路線バスに「くまぴあ」バス停を試験設置します。今後の検討の資料となりますので、ご利用をお願いいたします。

1. 期間：７月１日（月）～9月30日（月）（予定）

2. 対象：朝日自動車(株)　熊谷駅～バイパス経由～妻沼　路線バスの一部

3. その他：
   - 時刻表は裏面にあります。今後変更となることもあります。
   - 下記のとおり路線の変更もあります。
   - くまぴあバス停以外の路線変更は、試験設置後も継続します。
   - 引き続き 10 月 1 日から 12 月 31 日まで、ゆうゆうバスによる試験運行も予定しています。



熊谷市役所企画課　☎048-524-1111（内線 215）

時　刻　表（予　定）

熊谷駅発

行先	【バイパス経由】 妻　　沼	
曜日	月～金	土日祝
5		
6	01 35 54	31 55
7	工 工 くま 17 35 55	くま くま 20 50
8	くま くま 15 49	くま くま 20 55
9	くま くま 10 35	くま 35
10	くま くま 00 27 50	くま くま 15 55
11	くま くま 25 59	くま 35
12	くま 30 54	くま くま 15 55
13	くま 19 45	くま 35
14	くま くま 04 29	くま 15 55
15	くま 00 30	くま 35
16	くま 00 29 55	くま 10 45
17	くま 19 45	20 59
18	19 46	34
19	19 39	09 46
20	19 50	28
21	20 59	24
22	35	
23		

妻沼発

行先	【バイパス経由】 熊　谷　駅	
曜日	月～金	土日祝
5	27	56
6	00 18 38 50	20 44
7	10 31	14 44
8	08 32 56	19 59
9	くま くま 16 41	くま 34
10	くま 06 46	くま 14 59
11	くま 15 51	くま 34
12	くま 15 35	くま 19 54
13	くま くま 06 20 45	くま 34
14	くま 16 51	くま くま 14 54
15	くま くま 16 45	くま 26
16	くま くま 16 35 56	くま くま 01 36
17	工 くま 15 57	くま くま 15 50
18	工 くま 20 55	くま 26
19	工 00 25	10 52
20	15 45	49
21	26	
22	01	00
23		

・「くま」印がくまぴあ経由、「工」印は妻沼西部工業団地経由です。

・くまぴあバス停の時刻表は、作成中です。（予定時分：熊谷駅から 15 分程度、妻沼から 20 分程度）

熊谷市ゆうゆうバス運行事業者選定実施要領

1　目的　熊谷市ゆうゆうバス新規路線の試験運行にかかる運行事業者の選定

本要領は、「熊谷市ゆうゆうバス新規路線の試験運行」の運行事業者を選定するにあたり、当該運行業務に最も適した運行事業者を選定するため、公募型プロポーザル競争の実施に必要な事項を定める。

2　プロポーザルを実施する運行業務の概要

(1) 運行路線

籠原駅北口～別府～玉井～奈良～くまぴあ～大幡～総合病院～市役所～熊谷駅

※詳細は、バス事業者の提案による。

(2) 運行期間　令和元年１０月１日から１２月３１日まで

(3) 車両　バス事業者において準備、維持管理を行う。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に適合したバスもしくはワゴン車両とする。

3　運行経費に対する補助金の上限

運行期間内の運行経費に対する補助金の上限は、下記のとおり（消費税及び地方消費税を含む）とする。

４，８００千円（令和元年度予算額）

4　選定をするための方式

公募型プロポーザル方式により、「熊谷市ゆうゆうバス運行事業者選定基準」に基づき、選定を行うこととする。

5　参加資格

(1) 国土交通大臣から道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第３条第１号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を既に有するか、運行に向け、一般乗合旅客自動車運送事業の許可の取得が確実である事業者（以下「バス事業者」という。）

(2) 熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成１８年規則第８１号）又は、熊谷市物品売買等競争入札参加者の資格等に関す

る規則（平成１８年規則第８２号）に基づく資格者名簿に登載されていること。

(3) 上記（2）の規定にかかわらず、プロポーザル競争の実施に必要と判断される場合において、資格者名簿に未登載の者に対し、次に掲げる書類を提出させる等の方法により審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加させることができる。

ア　概要書（参考様式１）

イ　使用印鑑届（参考様式２）

ウ　履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）

エ　財務諸表

オ　法人にあっては、直近年度の法人市民税（市内業者の場合）、法人税（市外業者の場合）、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

カ　業務経歴書

6　提案内容

(1) くまぴあのアクセス向上、交通不便地域に対応した路線、時刻に関する提案。

(2) 路線開設に向けた市民ニーズの把握に関する提案
（乗車人数の把握、アンケート等）。

(3) 効率的な事業実施に関する提案。

7　提案書提出締切日

令和元年５月１０日（金）必着

8　プロポーザルの実施

(1) 日　　時　令和元年５月２２日（水）

(2) 場　　所　熊谷市役所　３階３０３会議室

(3) 順　　序　提案書の提出順とする。

(4) 所要時間　１社の説明は、３０分間。その後質疑応答。

熊谷市ゆうゆうバス運行事業者選定委員会　委員名簿

役　職	所属等	氏　名
委員長	熊谷市総合政策部長	持田　浩一
委　員	熊谷市地域公共交通会議　委員 熊谷地域代表	藤野　和夫
委　員	熊谷市地域公共交通会議　委員 くまがや共同参画を進める会理事	栗原　和江
委　員	熊谷市地域公共交通会議　委員 くまがや市商工会	鴫原　壽子
委　員	熊谷市総合政策部企画課長	丸山　英道
委　員	熊谷市環境部環境政策課長	髙橋　秀之
委　員	熊谷市産業振興部商工業振興課長	上山　武
委　員	熊谷市都市整備部都市計画課長	増田　和昭

令和元年度　生活交通確保維持改善計画

（フィーダー系統ネットワーク計画）（案）の策定について

「生活交通確保維持改善計画（フィーダー系統ネットワーク計画）」は、国の補助金の交付を受けるにあたり、その目標数値を設定するものです。

対象となる事業は、ゆうゆうバス「ほたる号」となります。

「ほたる号」は、国の定める交通不便地域【公共交通利用圏域（鉄道駅より半径1km 以内、又はバス停より半径300m以内）以外の部分】の認定を受けており、毎年運行費用の一部について国の補助金「陸上交通に係る地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）補助金」を受けております。

昨年に引き続き、「生活交通確保維持改善計画（フィーダー系統ネットワーク計画）」につきまして、交通会議で協議をお願いするものです。また、次回交通会議（令和２年２月予定）において、「事後評価」の協議もお願いします。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和元年５月１６日

（名称）熊谷市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

熊谷市江南地区内フィーダー系統確保維持計画

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市の公共交通機関相互の連携・共存を図り、利便性と採算性のバランスが取れた公共交通網の充実を目指すため「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年10月施行）」に基づき「熊谷市地域公共交通総合連携計画」を平成23年3月に策定した。
本計画では、江南地区北部エリアにおいては路線バスの廃止による公共交通不便地域が存在している現状や、市民へのアンケート結果、江南自治会連合会から同エリアに公共交通導入を望む声を反映し、本市の課題の一つとして「江南地区での市民の足（移動）の確保」を挙げており、「江南地区・新ゆうゆうバス※運行計画」を盛り込んだ。
このため、市では、地域の実情に即した運行を検討するため江南自治会連合会と懇談会を開催し、交通事業者・国・県等の行政関係者からなる地域公共交通会議の協議を踏まえて、江南地区住民の移動の確保を目的とした「熊谷市江南地区内フィーダー系統確保維持計画」を策定した。
平成23年10月運行開始後、昨年度は一日平均８７人の利用者があることから、事業の継続が必要である。

※ゆうゆうバス…市の補助によって市内を循環するバス。既存４系統に加え、平成23年10月、新たに「江南地区路線」「熊谷駅周辺路線」の２系統の運行を開始した。昨年10月1日から、ワゴン車の増車、バスロケーションシステムの導入などにより、利便性の向上を図った。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

ゆうゆうバス江南地区路線の利用者数を年間 30,000 人以上とする。

（参考）今までの目標と実績
平成 30 年度　目標：30,000 人（H29.10 月～H30.9 月）、実績：31,335 人
平成 29 年度　目標：30,000 人（H28.10 月～H29.9 月）、実績：32,764 人
平成 28 年度　目標：30,000 人（H27.10 月～H28.9 月）、実績：34,970 人
平成 27 年度　目標：30,000 人（H26.10 月～H27.9 月）、実績：34,027 人
平成 26 年度　目標：29,000 人（H25.10 月～H26.9 月）、実績：35,273 人
平成 25 年度　目標：27,500 人（H24.10 月～H25.9 月）、実績：29,153 人
※年 362 日間・1,991 往復（日５．５往復）が運行予定。

（２）事業の効果

公共交通（ゆうゆうバス、民間路線バス）に満足している南部エリア住民の割合の向上を目標とする。

満足度

平成 22 年 11 月の調査実績：	11.2%
平成 24 年 2 月の調査実績：	26.4%
平成 25 年 2 月の調査実績：	32.8%
平成 26 年 2 月の調査実績：	33.9%
平成 27 年 2 月の調査実績：	31.3%
平成 28 年 2 月の調査実績：	34.5%
平成 29 年 2 月の調査実績：	35.2%
平成 30 年 2 月の調査実績：	32.8%
平成 31 年 2 月の調査実績：	40.3%

※平成２９年度までは、江南地区の割合。（南部エリア：江南、大里、吉岡地区）

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

①「速達性向上や効率化」、「循環型から往復型への転換」等を目指したルート・時刻の再編を行う。（熊谷市、事業者、熊谷市地域公共交通網形成計画　Ｐ７１　参照）

②運行情報提供の充実を図るため、バスロケーションシステムの導入、熊谷駅、籠原駅にデジタルサイネージを設置する。（熊谷市、事業者、熊谷市地域公共交通網形成計画　Ｐ７５　参照）

①、②について、平成３０年１０月１日に実施した。

今年度は、熊谷市スポーツ文化村「くまぴあ」へのアクセスルートが整備されたことから当該施設を経由する新規路線の試験運行を行う。

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表１のとおり。

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

熊谷市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

６．補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

国際十王交通株式会社

７．補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※補助対象事業者が協議会ではないので記載せず

８．別表１の補助対象事業の基準ただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

9．別表１の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

10．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

11．外客来訪促進計画との整合性
【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

該当なし

12．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

別添の表５のとおり。

13．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※車両を取得しないので記載せず。

14．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

※車両を取得しないので記載せず。

（２）事業の効果

※車両を取得しないので記載せず。

15．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※車両を取得しないので記載せず。

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※車両を取得しないので記載せず。

17. 協議会の開催状況と主な議論

（1）平成 24 年 2 月 23 日　熊谷市地域公共交通会議

○地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について

（意見）

・目標達成率が 9 割を超えているので安心した。

・利便性向上のため対象路線の運行時間を延長して欲しい。

⇒運行開始したばかりであり、今後の利用状況をみたい。

○ゆうゆうバスの利用促進策について

（調った協議内容）市役所前の停留所位置を敷地内へ移動することについて　⇒早急に対応していきたい。

（意見）

・直実号などゆうゆうバスの利用促進が急務である。

⇒実施していきたい。

（2）平成 24 年 6 月 26 日　熊谷市地域公共交通会議

○地域内フィーダー系統確保維持計画の申請について

（意見）

・目標値は毎年増加するような値に設定するべき。

⇒設定します。

○ゆうゆうバスの利用促進策について

市の案については実施することとした。

そのほかの利用促進策について意見交換をした。次のとおり。

（意見）

・運転手ヒアリングや利用者アンケートを実施し、ルートや運行時刻の見直しなどにより利用促進に繋げて欲しい。

・携帯電話でのバス位置情報システムの導入

・節電対策のクールスポットとしてバスの利用促進（クールシェア）

・国宝聖天様やイベントとの連携

・停留所をＪＡ支店やお店に置くことで、待合空間の確保

・保育所の利用者（園児の送迎など）に使っていただけるような対策。

⇒事務局では上記の意見について、今後検討していくこととした。

（3）平成25年1月15日　熊谷市地域公共交通会議
○直実号、ひまわり号の見直しについて
直実号の時刻表の全部改正及びひまわり号の停留所1ヵ所の廃止に伴う時刻表の及び運行ルートの一部改正について
⇒提案のとおり了承される。
○ゆうゆうバスについてのアンケート実施について
無作為に抽出した18歳以上の市民3,000人に実施し、ゆうゆうバスの車内でも聞き取りにより実施する。
⇒指摘箇所を修正し、アンケートを実施することに決定した。
○ゆうゆうバスの利用促進策について
昨年度も実施し好評であったため、今年度も実施することとした。
（意見）
・1路線（直実号）だけでなく、全ての路線で利用促進対策をすべきである。
・位置情報システムの導入を検討してもらいたい。
（4）平成25年7月25日　熊谷市地域公共交通会議
○妻沼地域の路線の一部変更について
グライダー号及びムサシトミヨ号の路線の一部と時刻の一部変更
⇒小委員会を開催して、詳細を検討する。
○熊谷スポーツ文化公園周辺の路線一部変更について
グライダー号及びムサシトミヨ号のスポーツ文化公園周辺の路線の一部と時刻の一部変更
⇒小委員会を開催して、詳細を検討する。
○ほたる号の停留所の新設
市民アンケートや市民団体から要望の多い場所の停留所の新設
⇒小委員会を開催して、詳細を検討する。
○ゆうゆうバスの利用促進策について
更なる利用促進のため、回数券を発行する。
⇒提案のとおり了承される。
（5）平成26年1月14日　熊谷市地域公共交通会議
○妻沼地域の路線の一部変更について
グライダー号及びムサシトミヨ号の路線の一部と時刻の一部変更
⇒小委員会で検討し、提案のとおり了承される。
○熊谷スポーツ文化公園周辺の路線一部変更について
グライダー号及びムサシトミヨ号のスポーツ文化公園周辺の路線の一部と時刻の一部変更
⇒小委員会で検討し、提案のとおり了承される。
○ほたる号の停留所の新設
市民アンケートや市民団体から要望の多い場所の停留所の新設
⇒小委員会で検討し、提案のとおり了承される。
○生活交通ネットワーク計画について
今後の計画内容について
⇒提案のとおり了承される。
（6）平成26年7月4日　熊谷市地域公共交通会議
○ゆうゆうバス（さくら号、グライダー号、ムサシトミヨ号）の運行ルートの一部変更について
⇒提案のとおり了承される。
○バスロケーションシステムの社会実験について
さくら号及びひまわり号で実施
⇒提案のとおり了承される。
○ゆうゆうバスの利用促進策について
⇒熊谷市誕生１０周年を記念したキャンペーンの実施
⇒ゆうゆうバスを利用したモデルコースの提案

（7）平成 27 年 1 月 26 日　熊谷市地域公共交通会議（書面により開催）
　○地域内フィーダー系統確保維持計画と事業評価について
　　⇒提案のとおり了承される。
（8）平成 27 年 5 月 20 日　熊谷市地域公共交通会議
　○熊谷市地域公共交通網形成計画の策定について
　　⇒提案のとおり了承される。
　○ゆうゆうバス事業者の選定について
　　ひまわり号のバスの老朽化により実施
　　⇒提案のとおり了承される。
（9）平成 27 年 11 月 25 日　熊谷市地域公共交通会議
　○熊谷市地域公共交通網形成計画について
　　⇒現状分析及び課題の整理
(10) 平成 28 年 1 月 27 日　熊谷市地域公共交通会議（書面により開催）
　○地域内フィーダー系統確保維持計画と事業評価について
　　⇒提案のとおり了承される。
(11) 平成 28 年 3 月 22 日　熊谷市地域公共交通会議
　○新委員の選出について
　　⇒提案のとおり了承される。
　○熊谷市地域公共交通網形成計画の策定について
　　⇒提案のとおり了承される。
(12) 平成 28 年 5 月 11 日　熊谷市地域公共交通会議
　○平成 27 年度事業報告及び歳入歳出決算について
　　⇒提案のとおり了承される。
　○平成 28 年度事業計画 (案) 及び歳入歳出予算 (案) について
　　⇒提案のとおり了承される。
　○秩父鉄道新駅設置に係る要綱の改正等について
　　⇒提案のとおり了承される。
　○小委員会の設置について
　　⇒提案のとおり了承される。
(13) 平成 28 年 6 月 27 日　熊谷市地域公共交通会議（書面により開催）
　○地域内フィーダー系統確保維持計画について
　　⇒提案のとおり了承される。
(14) 平成 29 年 6 月 19 日　熊谷市地域公共交通会議
　○地域内フィーダー系統確保維持計画について
　　⇒提案のとおり了承される。
(15) 平成 30 年 2 月 8 日　熊谷市地域公共交通会議
　○平成３０年度ゆうゆうバスの時刻・ルートの見直しについて
　　（平成３０年４月１日から・ほたる号、１０月１日から・さくら号、グライダー号・ムサシトミヨ号、直実号、グライダーワゴン）
　○地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
　　⇒提案のとおり了承される。
(16) 平成 30 年 5 月 15 日　熊谷市地域公共交通会議
　○地域内フィーダー系統確保維持計画について
　　⇒提案のとおり了承される。
(17) 平成 31 年 2 月 12 日　熊谷市地域公共交通会議
　○地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について
　　⇒提案のとおり了承される。

18. 利用者等の意見の反映状況
タウンミーティング、地域公共交通会議、市民満足度調査などによる意見を地域公共交通会議に諮り、ルート、時刻の変更の際に反映。

19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	埼玉県企画財政部交通政策課
関係市区町村	熊谷市、行田市、吉見町
交通事業者・交通施設管理者等	朝日自動車㈱、国際十王交通㈱、㈱協同バス、北斗交通㈱、大宮国道事務所、埼玉県熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、市管理課東日本旅客鉄道㈱高崎支社、秩父鉄道株式会社、バス・タクシー協会、交通事業者の労働組合
地方運輸局	埼玉運輸支局
その他協議会が必要と認める者	市民代表４名、熊谷商工会議所の代表者、市社会福祉協議会の代表者、男女共同参画を考える会の代表者、学識経験者（立正大学）、

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１
（所　属）熊谷市　総合政策部　企画課
（氏　名）西村　文男　　大澤　泰広
（電　話）048-524-1111（内線 215）
（e-mail）kikaku@city.kumagaya.lg.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。
　また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

　実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。
　各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添○○計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。
　外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添○○計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

籠原駅南口～深谷日赤路線バスの新規運行について

（運行概要）

① ルート：籠原駅　⇔　深谷日赤・アリオ深谷・東都医療大学

② 運行車両：大型バス１台（購入済）

③ スケジュール

８月　申請書類作成

→　深谷市・熊谷市交通会議で審議（書面協議）

→　運輸支局に申請

令和２年４月　運行開始

（熊谷市の意見）

・籠原地区連合自治会長からの要望書のコピーを手交の上、

代替民間バス事業者の誘致

生活道路中心のバス路線の開設

という要望の趣旨を伝えた。

路線バス廃止に伴う公共交通について　その２



千葉義浩（ちばよしひろ）議員
会派：民社の会

問　籠原駅南口～深谷日赤線廃止後の経過について。

答　国際十王交通株式会社が運行していた籠原駅と深谷赤十字病院を結ぶ路線バスは、利用者数の減少、人件費の増加、燃料費の高騰などを理由に30年９月末に廃止となった。

本市ではゆうゆうバスの再編の中で籠原地区を運行するさくら号を１日８便から16便に倍増させ、切れ目ない地域の交通手段の確保を図ったが、ゆうゆうバスでは、深谷市方面への移動に対応できないことから、千葉議員をはじめ、地元自治会から民間路線バスの運行に関する要望書をいただいた。

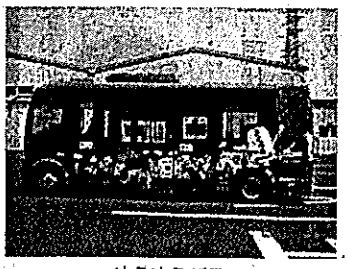
その後、深谷市とも情報共有し、新たな事業者の参入について模索していたところ、深谷観光バス株式会社から、両市に対して、籠原駅からアリオ深谷、東都医療大学を経由し、深谷赤十字病院を結ぶ新規路線を運行したいとの申し出があり、２０２０年４月の運行開始を目標に調整を始めた。

本市としても、本路線は籠原地区と深谷市を結ぶ重要な生活路線と認識しており、今後の運行開始に向け、利用者の増加に向けたＰＲなど、深谷市および関係機関等と連携を図っていく。

問　さくら号の利用者の推移について。

答　当該路線の乗客人数は、29年度の月平均が１５６３人であったのに対し、30年10月の再編後は、３２６９人と倍以上の実績になっている。増便により利便性が向上したことから、廃止された路線バスの利用者についても一定程度取り込めたものと考える。

（企画課）



ゆうゆうバス
さくら号

○その他の質問項目

「指定管理者の財務・労務管理について」

平成30年12月17日

熊谷市長　富岡　清　様

籠原地区連合自治会
会長　藤野　和夫

バス路線廃止に関する要望書

【要望の趣旨】

国際十王交通が運営する籠原駅南口～深谷日赤線が9月30日をもって廃止されました。

翌日の10月1日からはコミュニティバス（ゆうゆうバス）の新路線が運行を開始し、市内を循環するバスは増便され、籠原地区内においても従来以上に利用しやすくなりました。

しかし、バス路線廃止への代わりとなるには通勤時間帯に籠原駅へ向かう早朝便及び帰宅時の籠原駅からの深夜便がなく国際十王交通が運営していたバス路線利用者は支障をきたしております。また、同バス路線で深谷方面へ通院・買い物などの利用者においても同様に憂慮すべき事態です。

車社会が当たり前の地方において交通弱者の移動手段として必要不可欠なのがバスなどの公共交通機関です。バスの将来性を見直す時期に差し掛かっている現実を自治体・事業者・利用者とも考え直す時期になったと言えます。

以上の事により、下記の事項について要望いたします。

記

1．国際十王交通(株)と同様なバス路線を運行できる民間バス事業者の誘致

2．籠原駅南口から深谷市方面への幹線道路ではなく生活道路中心にルートを設定した新バス路線の早期開設

以　上

市長公室広報広聴課
熊谷市
平成 30.12.17
受付
280
企画課

熊谷スポーツ文化公園へのアクセス改善のための
バス事業者への協力依頼について

1　経緯

熊谷ラグビー場は、ラグビーワールドカップ2019™開催後も大規模集客イベントなどの利用も見込まれる一方で最寄駅であるJR熊谷駅からのアクセス改善は課題となっている。

2　対策

アクセス改善の対策として「さいたまスタジアム」等で実施している、路線バス事業者がイベント規模に合わせ、バスの増車等に対応することが現時点で有効と考えられる。

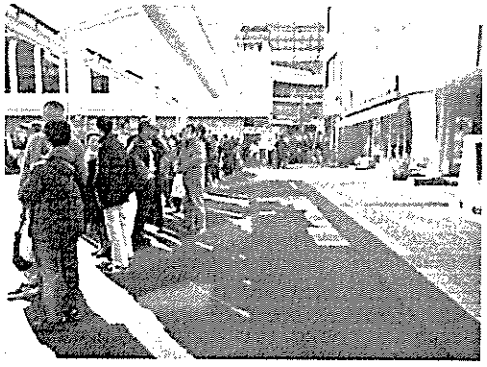
3　取組み

熊谷駅～ラグビー場間で現状の路線許可を保有する国際十王交通㈱とイベント規模に合わせた増車体制の構築に関して協議を行った。

その結果、乗降場所の確保やバス停等の併用による事業者の費用負担等の軽減、事業者間で円滑な連絡・調整がとれるようにするため、国際十王交通㈱のグループ会社内で対応することとなった。



熊谷駅バスのりば


イベント開催時のバス待ちの行列(熊谷駅)


ラグビー場西のバスのりば


イベント開催時のバス待ちの行列(ラグビー場)

令和元年度 新規事業（交通関連）について

事項	概要	金額（千円）	備考
秩父鉄道熊谷駅バリアフリー化補助事業	秩父鉄道熊谷駅で実施される、 ・列車とホームとの段差解消のための嵩上げ工事 ・視覚障害者転落防止のための内方線付き点状ブロック整備 の経費の一部を補助する。	10,990	企画課
熊谷駅、小川町駅間路線バス利用促進協議会負担事業	熊谷駅・小川町駅間路線バスの利用を促進し、地域振興を図るため、国際十王交通株式会社が行う熊谷駅・小川町駅間路線バスに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	204	企画課
ユニバーサルデザインタクシー補助事業	ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、高齢者や障害者、訪日外国人旅行者をはじめ、誰もが利用しやすいタクシーの普及促進を図るため、ユニバーサルデザインタクシー車両の購入等を行うタクシー事業者に対し補助する。	4,500	企画課
自転車シェアリング事業	市内における移動の利便性や回遊性の向上を図るため、自転車を中心市街地に設置したポートに置き、ポート間で自由に利用及び返却ができる自転車シェアリングを社会実験として実施する。	14,753	商工業振興課

＜速報＞
平成31年度当初予算(案)概要
平成31年2月14日発表資料　修正版

熊谷市
記者クラブ取材情報（予算関連）

事業の名称等
自転車シェアリング事業

1 事業概要

【目的】
ラグビーワールドカップ２０１９™が本市で開催されることを踏まえ、社会実験として自転車シェアリング事業を実施し、熊谷駅周辺における短距離移動の利便性及び回遊性の向上により、来街者をまちなかへ誘導することでまちなかの活性化を図ります。
【内容】
会員登録を済ませた利用者が、自転車本体に装着されたスマートキーをスマートフォンアプリの操作により解錠・施錠でき、市内中心市街地の３か所に設置した自転車ポートから貸出場所と異なる場所へ乗り降りすることができます。
利用料金プラン　50円/20分又は700円/日、1,500円/月
貸出開始時間　午前７時～午後８時（※返却は熊谷市立熊谷駅自転車駐車場を除き24時間可能）
【効果】
中心市街地には歴史的な寺社のほか本市の夏の名物「雪くま」、熊谷産の小麦を使用した「熊谷うどん」や「熊谷うまいもんカップ」にエントリーした魅力的なグルメ店舗があり、これらを回る観光や買い物、ビジネス利用時において、手軽で便利な自転車を利用することで、回遊性の向上により中心市街地の活性化を図ります。

2 特徴やPRポイント

(特徴)
①スマートフォンアプリを登録することで、スマートキーに表示されたＱＲコードを読み取るだけで解錠し利用開始できます。返却は、自転車の鍵を回してアプリの返却ボタンを押すだけです。
②借りたポート以外へ返却が可能です。
③熊谷駅自転車駐車場に設置予定の路上端末機により現金や電子マネーに対応します。
(ＰＲポイント)
熊谷市文化財・観光ガイドナビアプリ「くまここ」と連動し１日料金プランを設定することで、まちなかの店舗を回るだけでなく、市内全域の史跡等を回る観光にも利用でき本市の魅力を何倍も楽しんでいただけます。

3 その他

・運用開始　令和元年６月１日（土）～
・予定自転車台数　５０台※ラグビーワールドカップ２０１９開催時は１００台に増車して対応
・サイクルステーション設置場所　熊谷市立熊谷駅自転車駐車場・熊谷市役所・八木橋百貨店

※ 資料の有無（ (有) ・ 無 ）

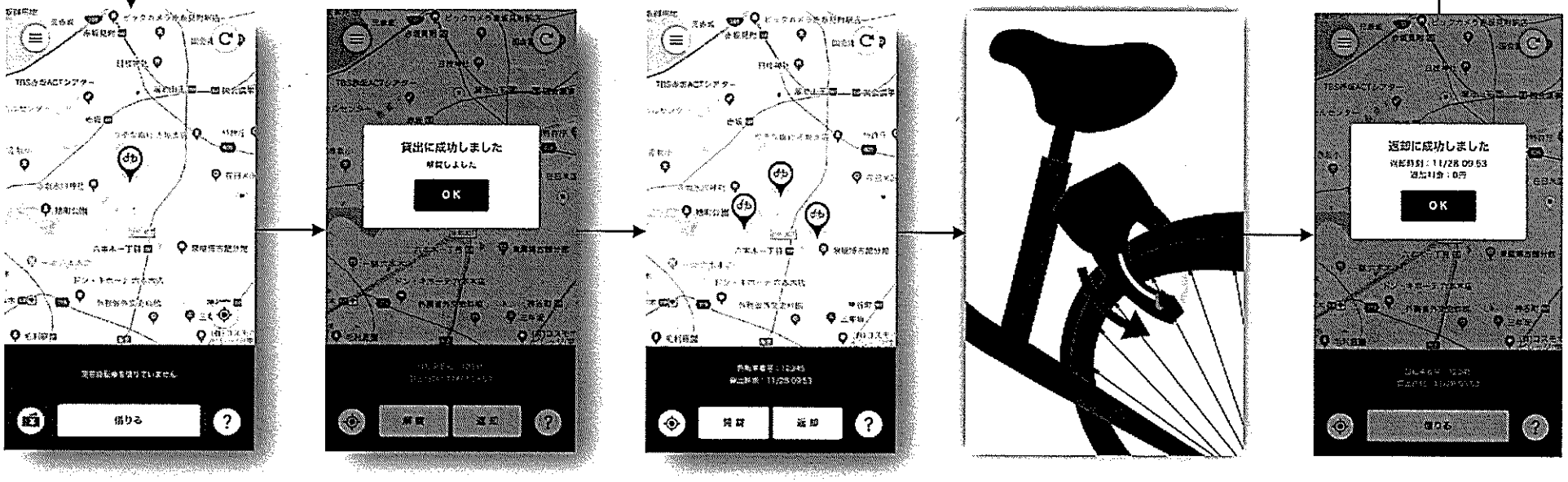
担当者　産業振興部　商工業振興課　担当　高荷、野辺
連絡先　TEL　048－524－1111　内線　545

INTERSTREET車載型　～車種　ベガス（ブリヂストンサイクル社製）～



※イメージ画像

INTERSTREET車載型　～スマホアプリ操作画面～

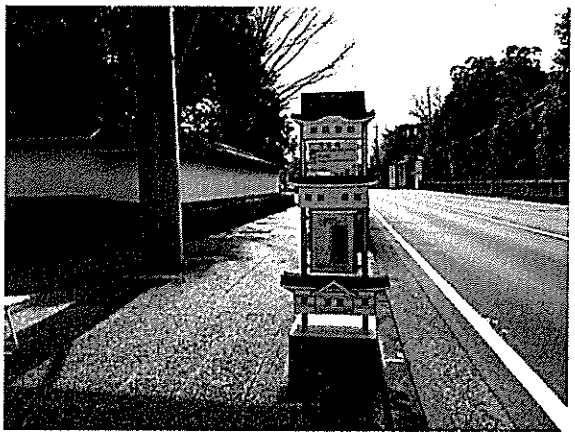
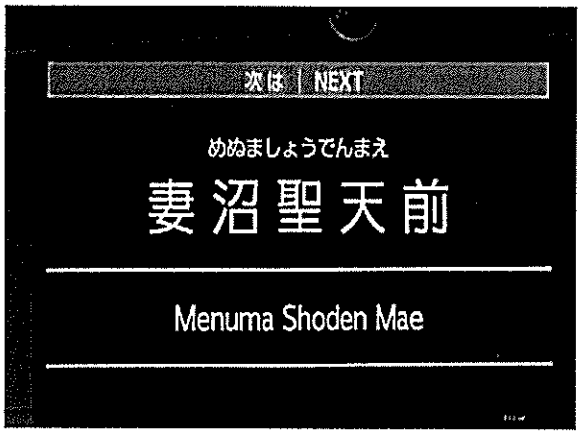
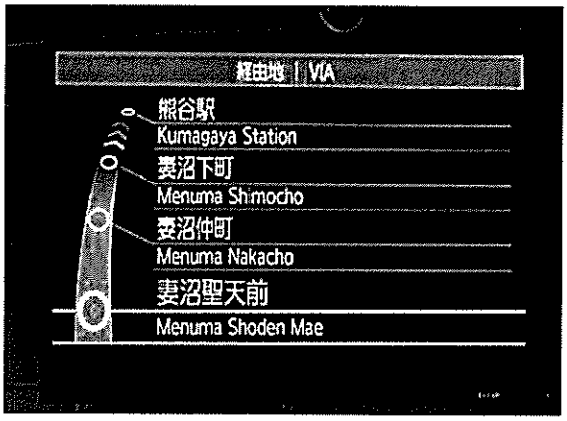
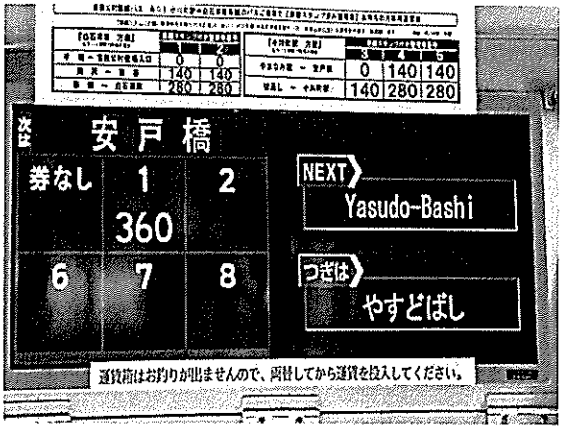


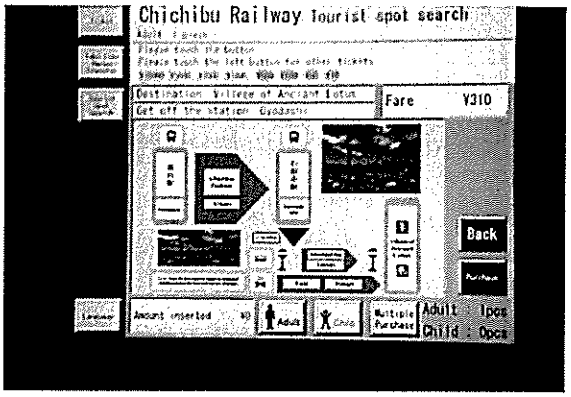
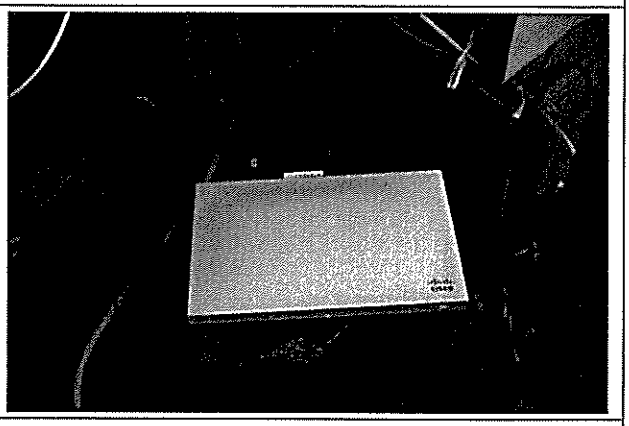
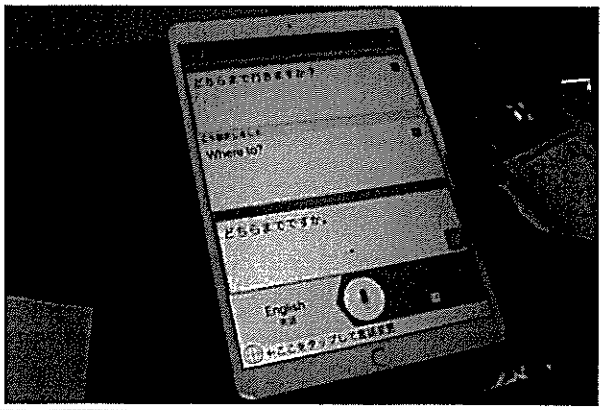
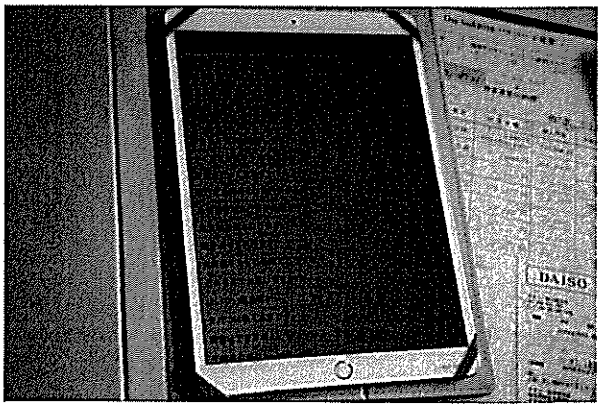
アプリ画面・貸出前　アプリ画面・貸出時　アプリ画面・貸出中　手動・ロック施錠　アプリ画面・返却時

メニュー ・ポート一覧 ・アカウント情報 ・決済情報 ・利用履歴 ・お知らせ ・ヘルプ	・ルールとマナー ・利用規約 ・このアプリについて ・ログアウト	ポート詳細情報（右図） ・ポート写真 ・ポート名 ・貸出可能数と返却可能数 ・住所 ・営業時間 ・アクセス ・［現在地からの経路］ ・［よく利用するポートに登録］ ・運営会社

※上記アプリ画面および
左記のメニュー構成はイメージです。

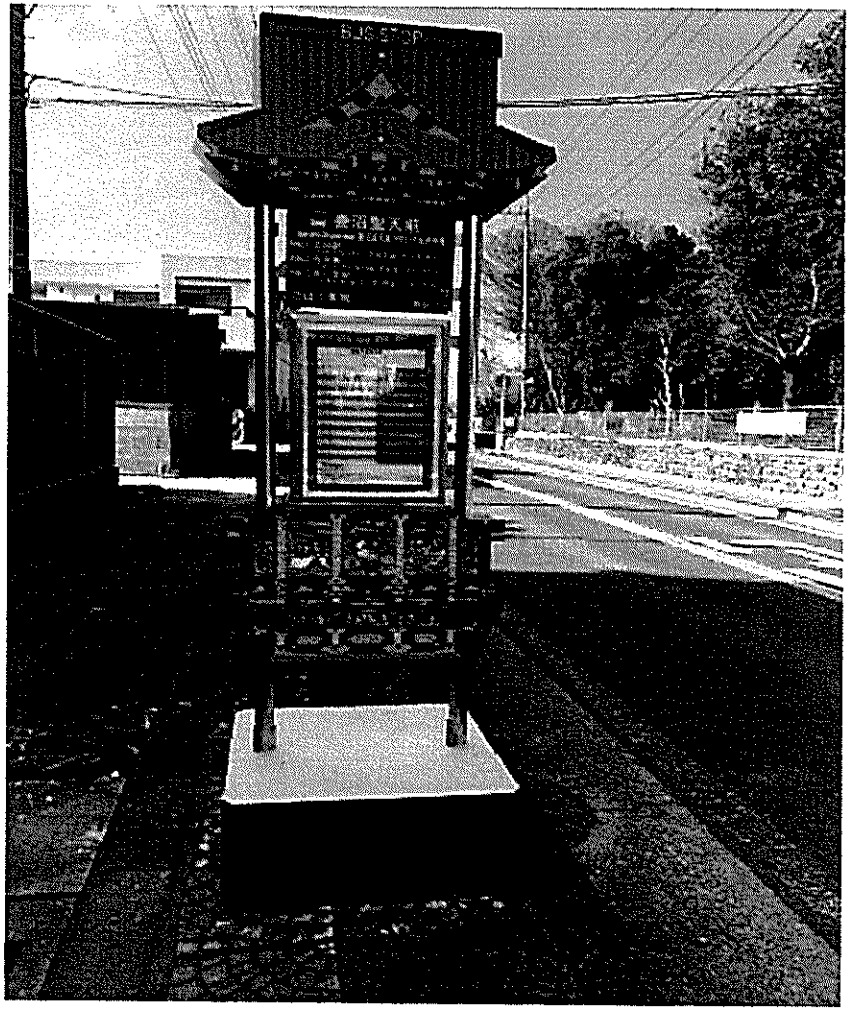
平成３０年度　地域公共交通インバウンド利用促進事業一覧

<table>
<tr><th>No.</th><th>補助対象</th><th>取組事項</th><th>概　　要</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>朝日
自動車</td><td>バス停標柱の多言語化
２箇所（妻沼聖天山、忍城）</td><td>バス停留所の多言語化を実施し、デザインをインパクトのあるものにした。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>
</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>朝日
自動車</td><td>バス運賃表示器の多言語化</td><td>運賃表示器の行先表示を英語での表示も加えた。</td></tr>
<tr><td colspan="2">
</td><td>
</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>イーグル
バス</td><td>バス運賃表示器の多言語化・観光情報の表示</td><td>運賃表示器の行先表示を英語での表示も加え、観光情報（日・英・中）を表示させるようにした。</td></tr>
<tr><td colspan="2">
</td><td>
</td></tr>
</table>

No.	補助対象	取組事項	概　要
4	秩父鉄道	駅多言語対応券売機 2箇所（熊谷駅、行田市駅）	多言語対応の券売機を設置した。 （6言語：日、英、中、韓、仏、タイ語）
			
5	秩父鉄道	Wi-Fi 設置 3箇所（羽生駅、熊谷駅、行田市駅）	観光客が集まる駅に、Free Wi-Fi の機器を設置。 「CHICHITETSU FREE Wi-Fi」
			
6	秩父鉄道	通訳用タブレット 2箇所（羽生駅、熊谷駅）	観光客対応用に、音声翻訳アプリを装備したタブレット端末を導入した。
			

熊谷市「妻沼聖天前」





熊谷市地域公共交通会議設置要綱

（目的）

第１条　熊谷市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、熊谷市長が主宰し、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の目的に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の実施等、交通政策を推進するため設置する。

（事務所）

第２条　交通会議は、事務所を埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１に置く。

（業務）

第３条　交通会議は、第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。

（１）　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等の協議に関すること。

（２）　形成計画の策定及び変更の協議並びに事業の実施及び実施に係る連絡調整に関すること。

（３）　前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第４条　交通会議の委員は次に掲げる者とする。

（１）熊谷市副市長

（２）一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

（３）一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体

（４）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

（５）住民の代表

（６）関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者

（７）熊谷警察署長又はその指名する者

（８）埼玉県企画財政部交通政策課長又はその指名する者

（９）道路管理者

(10) 鉄道事業者

(11) その他交通会議が必要と認める者

（役員の定数及び選任）

第５条　交通会議に次の役員を置く。

（1）会　長　1人
（2）副会長　1人
（3）監　事　2人

2　会長は、熊谷市副市長をもって充てる。

3　副会長及び監事は、会長が委員の中からこれを選任する。

4　会長、副会長及び監事は兼ねることはできない。

（役員の職務）

第6条　会長は交通会議を代表し、その会務を総括する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代理する。

3　監事は、交通会議の会計を監査する。

（委員の任期）

第7条　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は再任されることができる。

（会議）

第8条　交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2　会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3　会議は、委員がやむを得ない理由により欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することで、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4　会議の議決は、出席委員の3分の2以上で決する。

5　会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6　交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7　前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第9条　交通会議で協議が整った事項については、交通会議の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

（小委員会）

第10条　第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に小委員会を置くことができる。

2　小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第１１条　交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

２　事務局は、熊谷市総合政策部企画課に置く。

３　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第１２条　交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第１３条　交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（交通会議が解散した場合の措置）

第１４条　交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（財産の移管）

第１５条　交通会議は、幹線鉄道等活性化事業費補助を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）により取得した財産について、あらかじめ補助事業の開始前に、当該財産の管理を行う者及び補助事業に要する費用の負担を行う者と協議して定めるところにより、当該財産の管理を行う者に移管するものとする。

（委任）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２１年２月２７日から施行する。

２　この要綱は、平成２２年１月４日から施行する。

３　この要綱は、平成２２年２月２日から施行する。

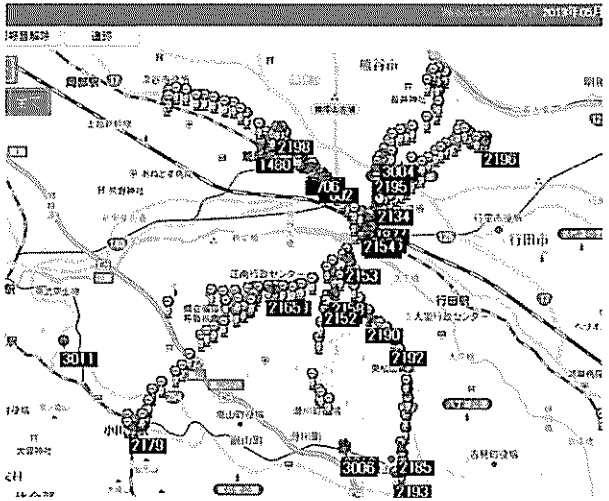
４　この要綱は、平成２７年５月２０日から施行する。

５　この要綱は、平成２８年５月１１日から施行する。

国際十王交通 バスロケーションシステム概要

3/28(木)試験運用開始！

①一目で路線全体と現在地を把握

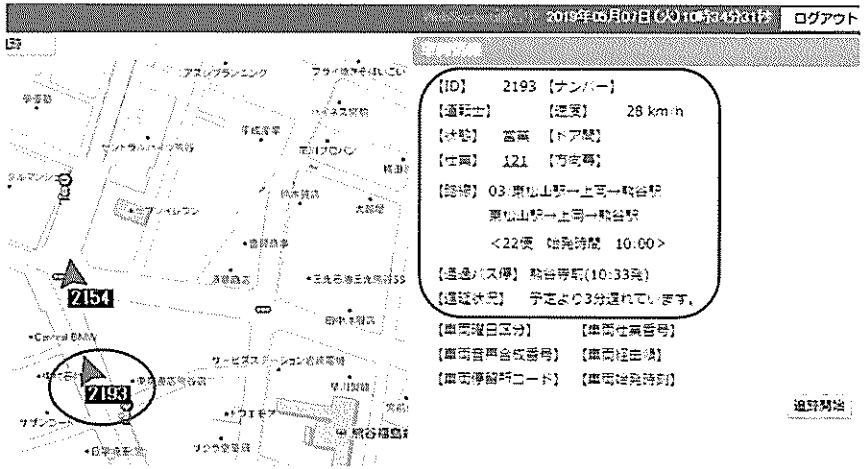


熊谷営業所全路線

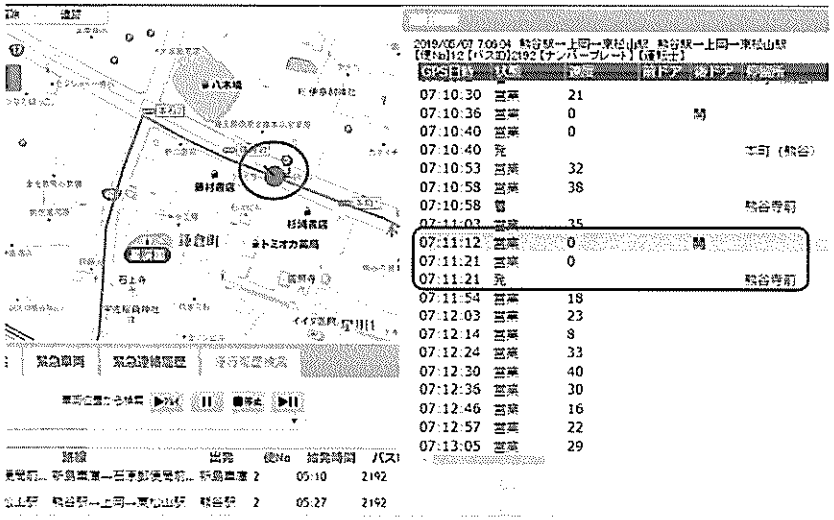
バスの現在地、実車・回送表示や遅延の有無を色にて把握ができます。

通行止めの的確な迂回指示や、増便の効率の良い車両運用に生かせています！

開局	出庫	回送帰庫	緊急	早発	遅発	バス停
／	➤	➤	➤	／	➤	



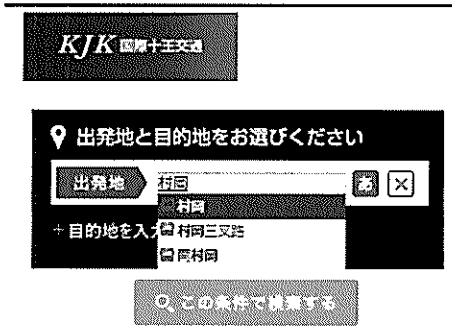
②運行履歴の確認



何分にバス停を通過したか、速度は何キロ出ていたか、ドア開扉していたのか把握できます。

運転士指導や後に振り返るとき早発・遅延状況など詳細に確認することができます！

国際十王交通　バスロケーションシステム（ご利用者側）

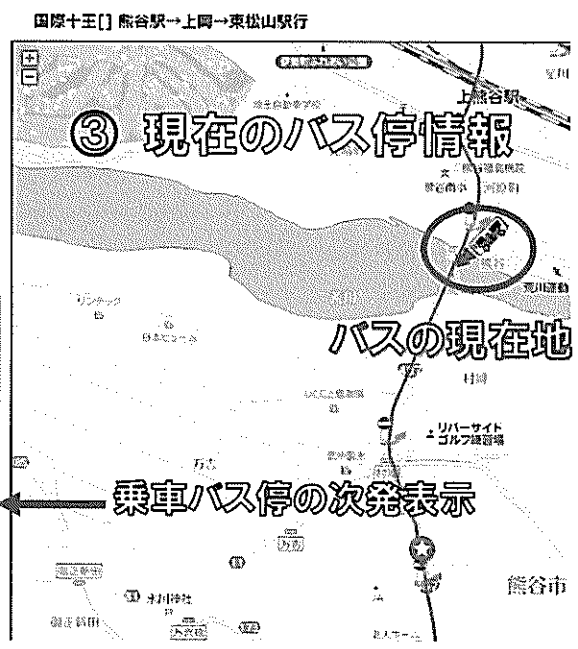


① 乗車バス停入力

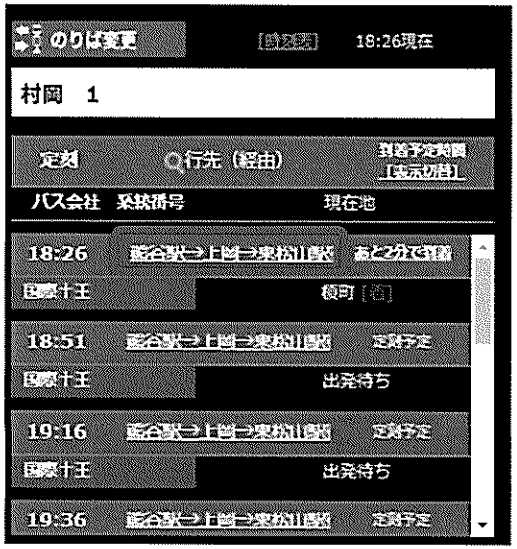


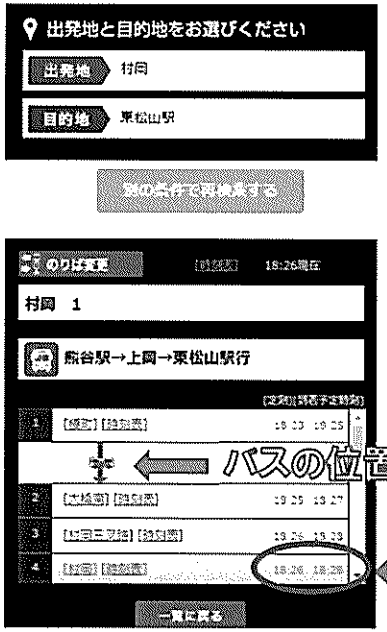
② 降車バス停入力

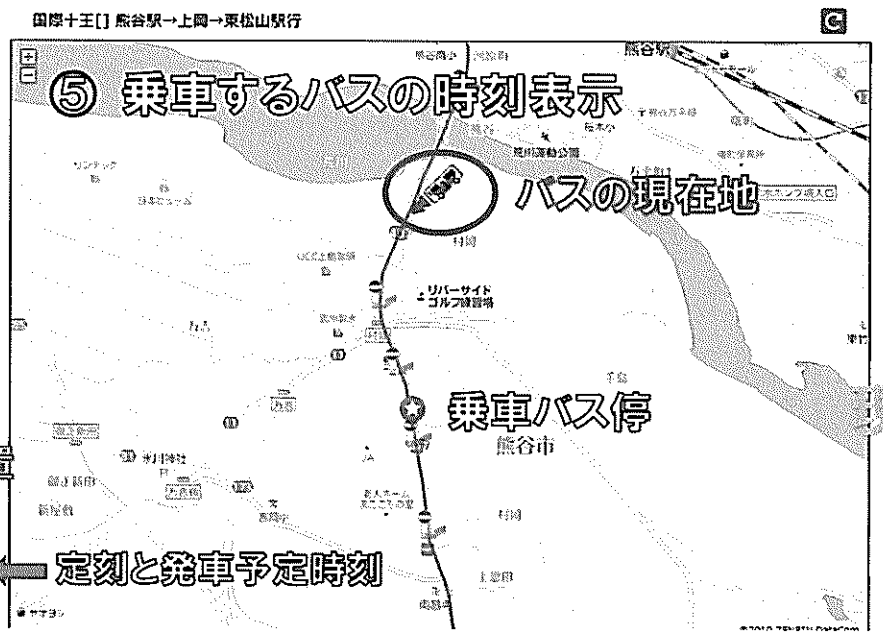




④ 乗車するバスを選択

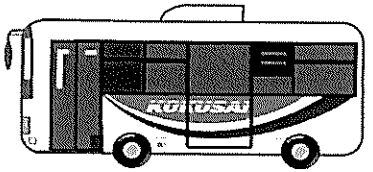






スマホ・携帯で

現在地が見れる！



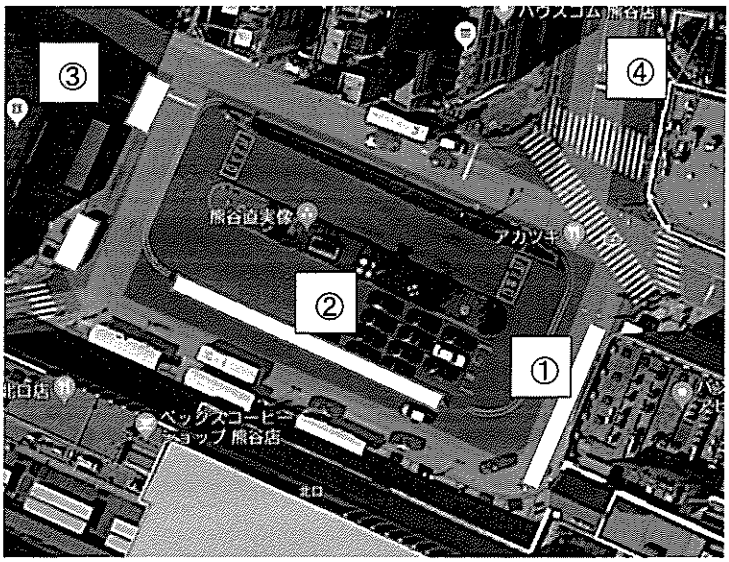
令和元年５月 16 日

熊谷駅北口バス乗降スペースへの一般車乗降停車による支障について（状況報告）

山田淳一（立正大学）

●調査日時：令和元年５月９日（木）19～20 時

↓観察中、バス通行に特に支障を生じさせていた一般車が停車していた箇所 □



①バス降車場

バス降車客と一般車との動線交差（**写真①②**）

②ロータリー内側

ロータリー内側に停める一般車と、駅側のタクシー乗り場のタクシーとの駐車間隔によっては、バスが通行できない場合がある（**写真③**）。

③３番乗り場前後（葛和田行き等）

特にロータリー出口付近に停車している車両が支障となり、バスの車寄せや発車ができない。

※④周辺には、一般車の乗降は東口に回るよう促す標識が２か所設置されている。



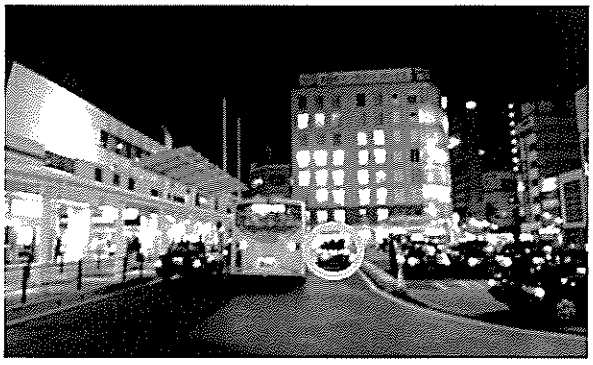
写真①　バス降車場に停める一般車



写真②　一旦後退してロータリーを出る一般車

写真①：一般車２台が停車していたため、バス２台が降車場に停められず、やむを得ず車道側で降車ドアを開いて降車させている。身障者の方がいる場合の対応は？

写真②：送迎を終えた一般車が、前方でバスからの降車客が続いているため、一旦後退してロータリーを出ようとしていた。後退で出ようとしている一般車の後方にはバスが到着している。



写真③　ロータリー内側に停める一般車

写真③：駅側のタクシーと一般車との車幅間隔が狭く、バスが通行できないでいる。